

京都市上下水道局告示第2号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成29年4月7日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 山添 洋司

1 廃止届出業者名等

京都市山科区音羽前出町4番地の5
株式会社正木設備
代表取締役 山本 清次

2 廃止年月日

平成29年3月17日

(上下水道局水道部給水課)